

コロナワクチン接種を受ける方への必読事項

1. 接種前の確認事項、準備事項

(1) ワクチンの接種が受けられない方

当日の予診で、次のような方には接種は行いません。

- ① 明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ 過去にこのワクチンに含まれている成分でアナフィラキシーを呈したことがある方(ワクチン成分の詳細は、次ページに記載があります。)
- ④ 上記以外に医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した方

※下記のような、接種するワクチンの成分に関係のないものに対するアレルギーを持つ方の接種は可能ですが、病状・コントロールの程度によって、30分の経過観察をお願いします

食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、アレルギー体質等

(2) 持ち物

記入済の「予診票」。特に、署名漏れに注意して下さい。

身分証明書（職員証）又は学生証

(3) 服装

“肩の上の方”に接種しますので、半袖で来てください。ワイシャツや長袖で袖を捲る形では、接種部位は露出できません。また襟側から肩を出すと下着等が見えてしまうことがあります。なお、会場内に着替えスペースはありませんので、事前に準備してください。



半袖を捲り上げる



この辺りに筋肉注射



長袖を捲り上げる

襟側から肩を出す



2. 接種後の注意点

(1) 接種当日の過ごし方

- ① 接種部位は、揉んだり、こすったりしないでください。接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位を強くこすることは避けてください。
- ② 接種当日の激しい運動は控えてください。
- ③ ワクチンを受けた後は、待機室で一定時間様子を見ていただきます。

15分：一般

- 30分：・心血管系・腎疾患・肝疾患・血液疾患・発育障害等の基礎疾患を有する方
・アナフィラキシーを含む即時型のアレルギー反応の既往歴がある方
・予防接種で接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出た既往がある方
・けいれんの既往がある方
・免疫不全の診断を受けている、または近親者に先天性免疫不全の方がいる方
・ワクチン接種液の成分に対してアレルギーの出る可能性がある方
・食物アレルギー、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、アレルギー体質のいずれかがある方
・採血等で気分が悪くなったり、失神を起こしたことがある方

～ワクチンに含まれる成分～

- ALC-0315: [(4-ヒドロキシブチル)アザンジイル]ビス(ヘキサシラン-6,1-ジイル)ビス(2-ヘキシルデカン酸エステル)
- ALC-0159: 2-[(ポリエチレングリコール)-2000]-N,N-ジテトラデシルアセトアミド
- DSPC: 1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン

(2) 接種後、数日間の健康観察

接種後、数日間のご自身の体調に注意してください。下記の症状は、通常、数日以内に治まるとされています。解熱消炎鎮痛剤などでの対応となりますが、病気治療中の方は、その使用については主治医とご相談ください。ひどい痛み、腫れ、高熱など重い症状と思われる場合は、医師の診察を受けてください。

- 注射した部位の痛み、腫れ 下痢 筋肉や関節の痛み 頭痛
疲労、寒気、発熱 吐き気、嘔吐

【 接種後の身体症状の相談先 】

東京都新型コロナワクチンセンター(接種した医療従事者向け相談窓口)

土日を含む 24 時間対応 : 03-6258-5802

※上記で対応不可だった場合は、 コロナワクチン副反应对応医師(医病、小児科医)

平日対応 : PHS 61657

【 副反応による休務、欠席の相談(発熱、倦怠感など) 】

●職員・大学院生(診療従事あり)

・医病勤務 : Webclass 入力

・歯病勤務:感染対策室(内線 4983、1176adm@tmd.ac.jp)

●学部生

・医学部 医学教務係(03-5803-5120、gakumu1@ml.tmd.ac.jp)

・医学部 保健衛生教務係(03-5803-5119、gakumu2.adm@tmd.ac.jp)

・歯学部 歯学系教務係(03-5803-5411、s-kyomu.adm@ml.tmd.ac.jp)

(3) 接種後の感染予防

ワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防するものです。感染を予防する効果は評価されていませんので、ワクチン接種後も基本的な感染予防対策を続ける必要があります。

(4) 副反応による救済制度

一般的にワクチン接種では副反応による健康被害が極めて稀ではあるものの避けることができないことから、国による健康被害救済制度が設けられています。新型コロナウイルスワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。